

阿蘇市不妊治療費助成金交付事業について

不妊治療における夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、一般不妊（人工授精に限る）、体外受精・顕微授精、男性不妊治療、不育症の治療費用の一部を助成します。

1 対象者

法律上婚姻をしている夫婦または事実上婚姻関係と同じ事情の夫婦で阿蘇市に1年以上住民票を有する方で、次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 不妊症と診断されて、不妊治療（不妊治療、生殖補助医療、男性不妊治療）を受けている方
- (2) 治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと
- (4) 他の市町村からの同種の助成金の交付を受けていないこと

2 助成内容

保険適用となった一般不妊治療、生殖補助医療、男性不妊治療費用における自己負担額の一部を助成します。ただし、先進医療（保険適用外）は助成の対象外です。

また、文書料・食事代・差額室料代・物品代・栄養補助食品代等の不妊治療に直接係らない費用も助成の対象なりません。

治療法	一般不妊治療	生殖補助医療	男性不妊治療
内容	保険適用された人工授精に要した費用	保険適用された体外受精・顕微授精に要した費用	保険適用された生殖補助医療に伴い、行われた治療の費用
費用	一年度5万円（上限）	5万円又は10万円（※）	1回の治療あたり10万円

※治療ステージにより助成額は異なります。

	上限額
A 新鮮胚移植の実施	10万円
B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療の実施	10万円
C 以前に凍結した胚による胚移植の実施	5万円
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	10万円
E 受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止	10万円
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないと中止	5万円

3 申請方法

治療が終了して1年以内に阿蘇市健康増進課まで必要な書類を添えて申請してください。

申請時は、手続きがスムーズに進むよう事前の連絡をお願いします。

4 必要書類

必要書類は、申請内容により異なります。

○：必須 △：該当者のみ ×：提出不要

一般 不妊治療	生殖 補助医療	男性 不妊治療	必要書類
○	○	○	阿蘇市不妊治療費助成交付申請書 （様式第1号） ※高額療養費・付加給付について 高額療養費の決定は、申請してから時間がかかる場合がありますので、早めにお手続きください。なお、 <u>健康保険からの高額療養費や付加給付金の支給見込みがある方は、その額が決定してから申請してください。</u> ☆高額療養費や付加給付金についての詳細は、加入している健康保険にご確認ください。 ※国、県その他の団体等から助成を受けた場合は、助成金の内容及びその額を確認することのできる書類も持ってきてください。
○	○	○	医療機関受診等証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療の方（様式第2号その1） ・生殖補助医療の方（様式第2号その2） ・男性不妊治療の方（様式第2号その3）
×	△	△	薬剤内訳証明書 （様式第2号その4）
○	○	○	領収書及び明細書の写し
△	△	△	続柄が記載された夫及び妻の住民票 ※夫婦ともに阿蘇市に住民票がある場合は不要
△	△	△	戸籍謄本（戸籍全部事項証明） ※夫及び妻が同一世帯に属さない場合の初回申請に限る
△	△	△	事実婚関係に関する申立書 （様式第3号） ※事実婚関係にある夫婦に限る
○	○	○	印鑑、振込先の分かる書類（通帳など）

5 助成金の決定と支払いについて

助成金額は、阿蘇市不妊治療費助成金（不）交付決定通知書にてお知らせします。
申請時にご記入いただいた口座への支払いとなります。

6 その他

何かご不明な点がありましたら、阿蘇市健康増進課（一の宮保健センター）にお問い合わせください。

T E L 0967-22-5088 お知らせ端末 55-5088